

こどもの親権については以下のとおりとします。

〔父・母〕は〔父・母〕に対して、以下の条件でこどもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

こどもの親子交流（離れて暮らす父や母がこどもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること）については、以下のとおりとします。親子交流の際は、こどもの安全と安心を第一とします。

こどもの養育について、以上のとおり合意します。

年 月 日

氏名	印	電話 メール 緊急連絡先	(((	)))
現住所	〒()			